

## 釧路市企業版ふるさと納税推進業務委託仕様書

本仕様書は、公募型プロポーザルを実施するにあたり、最低限の業務内容を示すものである。

なお、提案を受け付けるにあたり、業務内容に対する手法や本仕様書に記載していない独自の提案がされることを期待する。

### 1 業務委託名

釧路市企業版ふるさと納税推進業務委託（以下「本業務」という。）

### 2 目的

本業務は、釧路市（以下「本市」という。）の地方創生に資する取組について、企業版ふるさと納税による寄附を検討している企業（以下「寄附候補企業」）に働きかけを行い、寄附企業の新規開拓を通じて、企業版ふるさと納税の寄附促進を図ることを目的とする。

### 3 業務委託期間

契約締結日から令和9年(2027年)3月31日まで

### 4 委託業務内容

本業務の内容は、以下のとおりとする。なお、本業務における寄附とは、本市が提供する「企業版ふるさと納税対象プロジェクト一覧」に記載するプロジェクト（以下、「対象プロジェクト」という。）に対する金銭による寄附とし、物品による寄附は対象としない。

#### (1) 寄附候補企業の選定

寄附候補企業の選定方法について、あらかじめ本市へ報告し、寄附募集業務を行う。

#### (2) 寄附候補企業への提案

寄附候補企業に対して、対象プロジェクトへの寄附を提案し、本市への寄附を促す。

#### (3) 本市への寄附見込企業の報告

寄附候補企業への提案後、本市のプロジェクト等への寄附の意向を示した企業（以下「寄附見込企業」という。）があった場合は、本市へ寄附見込企業の名称、連絡先、寄附充当事業、寄附目的、寄附見込額、寄附予定時期、受納式の実施の希望を報告する。

報告後、本市が承認した場合は、寄附見込企業へ寄附申出書を提出するよう依頼する。その後の企業版ふるさと納税の寄附に必要な手続きは本市にて行う。

#### (4) 対象プロジェクトの選定に関する助言等、本市の寄附獲得に資する支援

### 5 業務委託料

受託事業者を支払う経費は次のとおりとする。

受託事業者は、1か月ごとに実績報告書を提出し、本市の確認を受けた上で請

求するものとし、請求時期については別途調整とする。

(1) 委託料の算定

委託料算定は成果報酬型（本業務を通じて行われた企業版ふるさと納税の寄附を本市が受領した場合に委託料を支払う。）によるものとし、次の計算式により算出した額を支払うものとする。

計算式：委託料＝寄附金額×受託料率（1円未満の端数は切り捨てとする。）

※1 委託料率は10%以下（消費税等別）とする

※2 上記計算式により算出した額に消費税及び地方消費税相当額を加算するものとする

(2) 委託料の対象となる寄附

寄附企業から本市に提出される寄附申出書に紹介者として記載された場合のみ、委託料算定の対象となる「本業務を通じて行われた企業版ふるさと納税の寄附」とする。紹介者として記載されていない場合及び複数企業が記載されている場合等の紹介者の判別ができない場合並びに1者のみの記載であってもすでに本市が寄附申出書を受領している場合など明らかに紹介者と認められない場合は、本業務を通じて行われた寄附として取り扱わないものとする。

(3) 受託事業者負担の費用

寄附候補企業への働きかけに係る費用（旅費、通信費、用紙代等）は、受託事業者負担とする。

(4) 委託料の支払いについて

本市は受託事業者の請求によって委託料の支払いを行うものとする。

ア 令和8年9月末までに本市が受領した寄附については、令和8年12月末までに支払うものとする。

イ 令和8年10月から11月末までに本市が受領した寄附については、令和9年3月末に支払うものとする。

ウ 令和8年12月から令和9年3月末までに本市が受領した寄附については、令和9年4月末に支払うものとする。

(5) 委託料は、「3 業務委託期間」に定める単年度の契約期間内に、本市が寄附金を受領した場合のみを支払の対象とする。

6 業務の進捗報告

本業務の受託事業者は、業務の進捗に応じて定期的に本市に対し報告を行うこと。なお、報告内容及び報告頻度等は両者の協議により定めるものとする。特に想定以上の寄附が見込まれる場合は、受託事業者は速やかに本市に報告すること。

7 再委託の禁止

原則として再委託は認めない。ただし、本業務の一部について、あらかじめ書面により本市の承諾を得たときはこの限りでない。

8 個人情報等の取扱いおよび情報セキュリティの確保

受託事業者は、本業務の履行に当たり、個人情報を含む情報の取扱いについて、情報セキュリティの重要性を認識し、情報の漏洩、紛失、盗難、改ざんその他事故等から保護するため、適切に管理を行わなければならない。

この契約の終了後または契約解除後においても同様とする。

## 9 報告及び検査

本市は、必要があると認めるときは、受託事業者に対して、本業務の履行状況その他必要な事項について報告を求め、検査することができる。

## 10 契約の解除

(1) 本市は、受託事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、催告その他の手続を要しないで、直ちに契約の全部または一部を解除することができる。

ア 監督官庁から営業取り消し、停止等の処分を受けたとき

イ 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったときまたは手形交換所から不渡処分を受けたとき

ウ 破産、会社更生、特別清算、民事再生法手続開始決定の申立があったとき

エ 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行の申立、または公租公課の滞納処分を受けたとき

オ 解散、合併、会社分割、営業の全部または重要な一部の譲渡を決議したとき

カ 釧路市暴力団排除条例（平成24年釧路市条例第33号）第2条に規定されている暴力団、暴力団員、暴力団関係事業者に関連したとき

キ 信用資力の著しい低下があったとき、またはこれに影響の及ぼす営業上の重要な変更があったとき

(2) 本市または受託事業者は、相手方が契約に違反し、相当の期間を定めて是正を催告しても是正しないときは、契約の全部または一部を解除することができる。

## 11 その他の事項

(1) 本業務を実施するに当たり、本仕様書に明記されていない事項であっても、本業務の履行に当たり当然必要と認められる事項については、受託事業者の責任において実施するものとする。

(2) 受託事業者は、本仕様書により難い事由が生じたとき等、疑義が生じたときは、必要に応じて本市と協議すること。

(3) その他仕様書に定めのない事項については、適宜本市と協議の上、本市の指示に従うこと。